

事務所だより

第139号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

労災保険「特別加入」対象者の拡大

新たに3業種が対象に

一人でも労働者を使用する事業は、業種の規模の如何を問わず、すべて労災保険に適用され、事業主は労災保険に加入するよう義務付けられています。労災保険の労働者とは、「職業の種類を問わず、事業に使用される者で、賃金を支払われる者」をいい、労働者であればアルバイトやパートタイマー等の雇用形態は関係ありません。

通常は労働者が補償の対象ですが、労災保険特別加入制度があり、中小事業主、建設業の一人親方、農林漁業の従事者、海外派遣者などが特別加入の対象でした。今年4月1日からこの対象範囲が拡大され、新たに次の3業種が対象となりました。

・芸能関係作業従事者（別表①を参照）

・アニメーション制作作業従事者（別表②を参照）

・柔道整復師（別表③を参照）
特に芸能従事者は業務中のけがや事故が多く、長年の議論によってようやく加入が認められました。これらの3業種の就業者は約29万人いるとされ、約1万5千人の加入を想定しています。

創業支援等措置の対象者も

さらに、今年4月1日施行の高年齢雇用安定法改正により新設された創業支援等措置の対象者も適用されることになりました。

創業支援等措置とは、65歳から70歳までの労働者の就業機会を確保するための高齢者就業確保措置（努力義務）の一つで、企業が高年齢者と

業務委託契約や社会貢献活動に従事する契約を締結し、高年齢者が事業を行うものです。つまり、労働者ではないため、労災保険の対象者になるには、特別加入しなければなりません。

労災補償を受けるには

労災保険の補償を受けるには、それぞれの業種の対象者によって組織される特別加入団体（中小事業主は労働保険

事務組合）に加入し、その団体を通じて労災給付の手続きを行うことで補償を受けることができます。既存の特別団体に加入しない場合は、新たに団体を設立する必要があります。

(別表①)

芸能従事者	芸能実演家	俳優（舞台俳優、映画及びテレビ等映像メディア俳優、声優等）
		舞踊家（日本舞踊、ダンサー、バレリーナ等）
		音楽家（歌手、謡い手、演奏家、作詞家、作曲家等）
		演芸家（落語家、漫才師、奇術師、司会、DJ、大道芸人等）
		スタント 他
芸能従事者	芸能製作 作業従事者	監督（舞台演出監督、映画演出監督）
		撮影
		照明
		音響、効果、録音
		大道具製作（建設の事業を除く）
		美術装飾
		衣装
		メイク
		結髪
		スクリフター
		ラインプロデュース
		アシスタント、マネージメント 他

(別表②)

アニメーション制作作業従事者	キャラクターデザイナー
	作画
	絵コンテ
	原画
	背景
	監督（作画監督、美術監督等）
	演出家
	脚本家
	編集（音響、編集等）他

(別表③)

従業員を雇っている方	常時使用している労働者が100人以下の場合は「中小事業主」
従業員を雇っていない方	「一人親方その他の自営業者」

雇入れ時安全衛生教育

入社や人事異動が多い時期にあわせて、雇入れ時に事業者が行う安全衛生教育について解説します。

雇入れ時等の教育

雇入れ時や作業内容変更時には、安全衛生教育を実施しなければなりません。また、危険・有害な業務等一定の業務従事時は、特別教育を実施しなければなりません。特別教育を行ったときは、受講者・科目等の記録を作成して3年間保存します。

パート社員やアルバイトに対しても安全衛生教育の実施が必要です。派遣労働者は、雇入れ時・作業内容変更時（派遣時）の安全衛生教育は派遣元が、危険有害業務従事時の特別教育は派遣先が実施します。

安全衛生教育は所定労働時間内に行うのを原則としています。雇入れ時の教育時間について法令上の規定はありませんが、新入社員研修や配属時研修時にあわせて実施するのが良いでしょう。

教育の内容

1. 機械等、原材料等の危険性または有害性およびこれらの取扱い方法に関すること。
2. 安全装置、有害物抑制装置または保護具の性能およびこれらの取扱い方法に関すること。
3. 作業手順に関すること。
4. 作業開始時の点検に関すること。
5. 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因および予防に関すること。
6. 整理、整頓および清潔の保持に関すること。
7. 事故時等における応急措置および退避に関すること。
8. 1～7に掲げるもののほか、当該業務に関する安全または衛生のために必要な事項

掲事項の全部または一部に関する十分な知識と技能を有していると認められる労働者には、当該事項についての教育を省略することができます。

4月の労務手続
「提出先・納付先」

12日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」
15日まで

○所得税の確定申告受付
「税務署」

30日

○預金管理状況報告の提出
「労働基準監督署」

○労働者死傷病報告の提出
（休業4日未満、1月～3月分）
「労働基準監督署」

○健保・厚年保険料の納付
「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
「公共職業安定所」

Q 66歳の嘱託社員から介護休業の申し出がありました。休業期間中は無給です。この場合、雇用保険の介護休業給付の対象になりますか。

介護休業給付の対象か？

A 雇用保険の介護休業給付は、「被保険者が家族を介護するための休業」をした場合に支給対象となります。

対象被保険者には「高年齢継続被保険者」が含まれていますので、65歳以上の方も給付条件を満たせば介護休業給付を受給できます。ただし、「期間を定めて雇用される者」の場合、次のいずれにも該当していなければなりません。

- ①. 同一事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者
- ②. 休業開始予定日から93日を経過する日から6月を経過する日まで、契約満了することが明らかでない者

①については、お尋ねの嘱託社員が再雇用後1年未満でも、正社員当時を含めて1年以上あれば問題ありません。

介護休業給付の受給には、休業開始前2年間にみなし被保険者期間が12カ月以上あることが必要です。みなし被保険者期間の計算は、基本手当の規定（雇保法14条）を適用し、「被保険者期間が不足するときは、賃金支払基礎時間80時間以上ある月を1カ月とカウントする」という規定がありますので、一度確認してみてください。

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・075-611-5300
FAX・075-606-1906
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com

編集後記

近所の桜が満開です。第4波が心配される中、遠出しなくても見られるのが有難いです。
(ぎん)